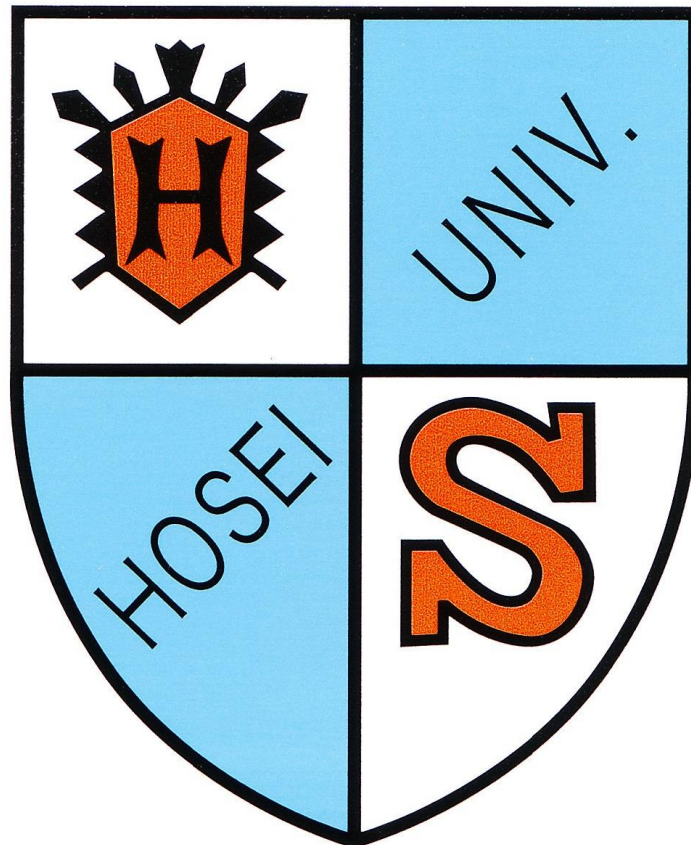


# 法政大学国際高等学校

## 学問的誠実性についての指針（てびき）



本校では、生徒の豊かな才能や個性をはぐくみ、生涯を通じてみずからその才能や個性を十全に発揮できるような人物を育てたいと考える。それがわたしたちの願いであり、本校の教育目標の根幹としてあげられる。わたしたちは、本校の学習者像として、自らの努力と探究によって得られた成果に真の価値を見出し、そのことの意義を学習者みずからが体得していくことを求めている。それは同時に、学問的誠実性の趣旨に則って、他者の成果（論文や発表された文章などの各種文献、研究成果やレポート・作品）を尊重することの重要性を学んでいくことをも意味している。学問的誠実性への理解を深めるために、ここでは、学問的に不誠実だと思われる例をいくつかあげ、それに対して、学問的に誠実な行動をとるためにはどのような手続きを踏めばよいのか、についても具体的に触れている。本文中の例や助言は、必ずしもすべての事柄にあてはまるものではない。むしろ、この指針が根ざす精神や考え方を端的に示す事例であると理解されたい。

## 学問的誠実性とは何か

学問的誠実性とは、あらゆる学問領域において必要とされる基本的な考え方である。そこでは、生徒一人一人が、みずからの知識や技能を、いかにして公正かつ誠実な方法で用いることができるか、あるいは用いようとするか、その意志や意欲が問われるといい。なぜなら、学ぶ喜びとは、開かれた節度ある学問的な取り組み（学習）によってしか実現されえない。また、そうした学問的誠実性にもとづく活動こそが、本校やIB教育がめざす生涯学習者の創造に大きく寄与するものだと考えられるからである。

学問的誠実性とはまた、他者が成し遂げた研究成果や作品に対して、必要十分な敬意を表明することを意味する。

学問的誠実性は、学生生徒一人ひとりの品位の向上のみならず、本校およびIB教育機構そのものの品格向上に寄与する。

法政大学国際高等学校では、生徒一人一人が、自他の研究成果やレポートおよび作品がもつ固有の価値を正に認めることができるようになるため、学問的誠実性の原理修得を必修としている。具体的には、各年度当初に実施されるその種のセミナーに、全員が出席を義務付けられている。セミナーでは、盗用・剽窃となる実例や正しい引用の方法などが取り上げられ、セミナー終了後も、学問的誠実性に関するあらゆる事柄について教員が支援する。これらの活動の目的は、すべての生徒が次のような宣言をできるようになることにある。

すなわち、

1. 私が作成するすべての研究成果やレポートおよび作品は、自分自身の考えと探究の結果である。
2. 自分自身の考えや発想に基づかないものに関しては、すべての引用元や参照を明らかにしている。
3. データ収集の方法については、ありのままにすべてを明確に記載している。
4. レポートで使用したデータには、一切の操作が加えられていない。
5. 結果として不公正な利益を得る可能性のあるいかなる行為や活動をも、私は行っていない。

## 学問的不誠実性とは何か

IB教育機構は学問的不誠実性を次のように定義している。すなわち、特定の生徒が結果として不公正な利益を得る、あるいは得る可能性のある行為のことを指し、具体的には、盗用、剽窃、不正な目的のための結託（共謀）などである。

| 3

盗用・剽窃とは、「他の何者かが成し遂げた成果や考え方・発想を、無断で使用し、あたかも自分のものであるかのようにやり過ごすこと」（Oxford Dictionary Online）である。したがって、盗用・剽窃には、次のような行為が含まれる。

- (i) 適切な引用・参照を明示することなく、書籍やウェブサイトから複製すること。
- (ii) 自身の提出物に、引用を明示することなく複製したものをまぜること。
- (iii) すでに評価に用いられた自身の過去の提出物の複製を用いること。
- (iv) 過去の生徒の提出物の複製を用いること。

盗用・剽窃は深刻な違反とみなされ、それを行ったと認められた生徒は、その課題に対する成績・評価を得ることは出来ない。IBコースにおいてもIBディプロマ資格（DLDP）を得る機会を逸する可能性がある。

盗用・剽窃には、上記以外に、下記のような例が挙げられる。

- ・ 友人の宿題等を複製し、自身の提出物とすること。
- ・ 引用の手続きを踏むことなく、インターネットから文言を複製し貼り付けるなどしてエッセイ（小論文）に使用すること。
- ・ 自身の提出物に関して、家庭教師などに部分的に書き直してもらうこと。
- ・ 他人の資料にあるグラフや数値を、その引用元を示さずに、自身の提出物に貼り付けること。

不正な目的のための結託（共謀）とは、他の生徒の学問的に不誠実な行動を助ける行為であると定義される。たとえば、宿題の解答を口頭でもしくは書面によって他の生徒と共有して、他の生徒が自分の宿題に書き写すことを可能にするなどの行為があげられる。他年次の生徒とのそうした共有もすべて結託（共謀）とみなされ、学問的不誠実とみなされる。

## 協力と結託（共謀）の違い

協力（共同研究）と結託（共謀）は異なる。協力とは、そこに参加する個々人の努力の融合を意味する。たとえば、科学者たちは、共有データをもたらす一つのプロジェクトのために互いに協力することがしばしばある。同様に、IBプログラムのグループ4（自然科学分野）の科目群においては、グループプロジェクトで生徒たちが協力し合うことが求められ、その結果、生徒たちはそれぞれの課題において共有データを用いることになる。しかしながら、共有データを用いた課題を提出する際には、それぞれが独自にその提出物を作成しなければならない。

| 4

### その他の学問的不誠実の例

- ・担当教員から与えられた点数や成績・評定を変えたり変えようと試みること（改ざん）。
- ・試験中に私語をすること。
- ・試験中に他の生徒の答案を見ること。
- ・試験会場に禁じられたものを持ち込むこと。

本校は、特にIBコースDLDPの内部評価に関する課題の提出物を検査するにあたって、種々の手段およびテクノロジーを利用してこの指針（てびき）を執行する権限を持っている。その手段の一つはTurnitin（不正コピー検索ソフト）である。課題提出物については、IB教育機構もまた、評価対象となる提出物が独創された原作かを確認するために、検査を実施する。

## 学問的不誠実性をもたらす事態

学問的不誠実性の疑いに関して、教員および生徒の両者は、そのことを学校やIBコーディネーターに報告する責任を負っている。その事案に関わった生徒と教員双方の協議を通して事実が究明され、適切な措置が講じられることになる。学問的に不誠実な行動が、課題の成績・評価を得られない事態を招きうることを、生徒は十分に承知しておく必要がある。特にIBコースDLDPにおいて、一つの内部評価用の課題の成績・評価を失うことは、すなわちIBディプロマの不授与という結果をもたらすのである。

## 生徒、教員、保護者の責任

生徒は、学問的不誠実の重大さを十分理解する必要がある。自己の課題や提出物について、学問的誠実性に関する疑問があった場合、それがいかなる疑問であっても、適切な助言を求めるべきである。生徒は、この指針（てびき）に書かれた考え方を理解し、自己のすべての課題提出にあたって、それらがすべて自分自

身によってなされたものであることを、最大限確保しなければならない。そのためにも、メモや下書きなどを含めて作成したものはそのつど保存しておく習慣をつけておくとよい。

教員は、適切な時期と頻度でこの指針（てびき）を生徒に再認識させ、かつ、すべての生徒の提出物に関して、一貫してこの指針を適用すべきである。教員はまた、ハーバード式の引用・参照元記述法を生徒が正しく運用できるよう援助する責任がある。

| 5

保護者は、生徒が学問的に誠実であるために、その支援に関して、重要な役割を担う。本校では、生徒の課題や研究成果をめぐって、保護者がその学問的誠実性の議論に積極的に関わることを奨励する。そのことが生徒自身の考えや意見を深化させるのに役立つからである。

## 他者の成し遂げた仕事、文献からの引用

かつてアイザック・ニュートンは、ロバート・フックへの手紙（1675年）の中で、「私が遠くを見渡すことができたとしたら、それは巨人たちの肩の上に乗っていたからである」と記したことがある。科学の分野において彼自身が一人の巨人であったニュートンでさえも、自己の研究成果に及ぼした先人や同輩たちの仕事を高く評価し、敬意を払っていたことがわかる。このことからもおのずと明示されるように、本校やIB機構を含む学術的・社会的には、他者の発想や言葉の価値が正しく認められることが、何よりも必要とされる。礼儀正しさという面だけでなく、読み手がさらに前に進むうえで、言い換えるならば、学問や学術が発展するうえで、欠かせない事柄なのである。

かりに提出課題等で他者の発想や言葉を使うのならば、そのことが明確に述べられていなければならない。情報源の筆者名（作者名）および発表年月や出版年月が明示されなければならない。原文をそのまま引用する場合には、ページ番号も併せて記載されなければならない。レポートやエッセイ等の提出物の末尾には、作成において用いた情報源の完全な詳細が付記されなければならない。

引用元の記述の仕方には、多くの形式がある。法政大学国際高等学校は、ハーバード式の引用・参照元記述法を推奨している。その方法は、グローバル探究コースおよびIBコースDLDPの教育課程の中で全生徒に享受される。

## 本方針の改訂について

本方針は、毎年7月に改訂される。次回の改訂は2019年7月である。改訂された方針はすべての志願者、学校関係者に開示される。